

有効期間 5 年 (令和12年12月31日まで)

令和7年7月23日

各 所 属 長 様

警 務 部 長
(警察安全相談課)

広島県警察被害者支援員制度運用要領の制定について (通達)

見出しのことについては、広島県警察被害者支援員制度の制定について(平成11年8月20日付け広警務第807号、広総務第287号、広生企第595号、広地域第673号、広刑総第585号、広交企第582号、広公一第180号)に基づき運用しているところであるが、この度、被害者支援員制度の運用について必要な事項を定めるため、別添のとおり広島県警察被害者支援員制度運用要領を制定し、令和7年8月1日から運用することとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、広島県警察被害者支援員制度の運用について(令和7年2月25日付け警務部長通達)は令和7年7月31日限り廃止する。

(本件担当 被害者支援第二係)
警 電 [REDACTED]

別添

広島県警察被害者支援員制度運用要領

1 趣旨

広島県警察被害者支援員制度の制定について(平成11年8月20日付け広警務第807号、広総務第287号、広生企第595号、広地域第673号、広刑総第585号、広交企第582号、広公一第180号。以下「例規通達」という。)第5の規定により、被害者支援員制度の実施について必要な事項を定める。

2 体制

- (1) 例規通達第2に規定する運用体制を整備する所属は、地域部地域課鉄道警察隊(以下「鉄警隊」という。)、交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)及び各警察署とする。
- (2) 例規通達第2の3の(3)の規定により、被害者支援員制度に係る事務を担当させる者として、鉄警隊にあつては鉄道指導係、高速隊にあつては指導第二係、広島中央、広島南及び福山東にあつては警務課被害者支援係、それ以外の警察署にあつては警務課員の中から、被害者支援業務担当者を指名するものとする。

3 被害者支援員

(1) 上申要領

例規通達第3の1の規定による上申は、警部補以下の階級にある警察官で、採用時教養を修了した者のうちから、被害者支援員に適任と認められる者を被害者支援総括責任者が選定し、上申するものとする。なお、各所属における上申人数は、別表のとおりとする。

(2) 任務

例規通達第3の3の(1)に定める被害者支援員の任務は、次のとおりとする。

ア 自己紹介及び被害者支援員の役割の説明

イ 医療機関での支援

付添い、待機室確保、身元確認の準備、医療機関職員等との連携等

ウ 捜査段階での付添い(捜査員としての対応を除く)

事件・事故の現場、警察署・警察施設内、関係機関等(医療機関を除く)

エ 関係資料の交付

被害者の手引、犯罪被害者等早期援助団体のリーフレット、被害者支援カウンセラーによる危機介入(以下「危機介入」という。)制度のチラシ等

オ 必要事項の説明

(ア) 関係資料の概要

被害者の手引、犯罪被害者等早期援助団体、危機介入制度等

(イ) 公費負担制度

死体検案書料、遺体搬送費、性犯罪初診料・診断書料等

(ウ) 捜査員の補助

事件・事故の概要、今後の刑事手続の流れ、検視・司法解剖の必要性、被害者連絡担当捜査員の連絡先等

カ 関係機関・団体の紹介及び被害者等の同意に基づく引継ぎ

キ 要望の聴取

被害者連絡の方法、捜査に関する事項等

ク 被害者等の意向に配慮したマスコミからの保護措置

報道発表に関する事前説明、現場での保護措置、弁護士による二次的被害防止措置等

ケ 再被害防止措置

緊急通報システム登録、一時避難場所の確保等

コ その他必要な支援

被害者等の送迎、葬儀社(棺及び霊柩車等)手配の援助等

(3) 配意事項

ア 例規通達第3の3の(2)のアにより指名された被害者支援員は、前(2)の任務を実施した後、以後の長期的対応となる被害者連絡及び多機関連携等について、対象事件担当捜査員及び被害者支援業務担当者等への確実な引継ぎを行うこと。

イ 特に精神的被害が大きく、長期にわたり多様な支援を必要とする場合が多いとされる事件事故の遺族及び性犯罪被害者等に対しては、被害者支援員による確実な支援を行うとともに、早期の危機介入依頼を検討すること。あわせて、犯罪被害者等早期援助団体を始めとした多機関連携による支援について説明し、情報提供等の同意について理解を求めること。

ウ 警察で対応できない分野の支援及び相談等については、関係機関・団体と連携し、適切な措置を講じること。

エ 被害者等に交付する関係資料は、各所属において日頃から準備し、被害者支援に備えること。

4 教養

例規通達第3の4の規定により、被害者支援総括責任者は被害者支援員に対して被害者支援員制度及び被害者支援施策に関する教養を徹底し、被害者支援員が、対象事件主管課(係)担当者及び被害者支援業務担当者等と連携し、適切な対応ができるように努めること。

5 報告

(1) 例規通達第3の5の(1)の規定による報告は、被害者支援を実施した被害者支援員(例規通達3の3の(5)のイの規定により他所属から派遣された被害者支援員(以下「派遣被害者支援員」という。))を除く。)が、別記様式第1号の被害者支援実施状況報告書を作成し、実施内容について被害者支援業務担当者の点

検を受け、対象事件主管課長(鉄警隊及び高速隊を除く。)及び被害者支援運営責任者を經由して行うこと。

- (2) 派遣被害者支援員が被害者支援を実施した場合は、前(1)に準じて報告すること。
- (3) 例規通達第3の5の(2)の規定による報告は、前(1)及び(2)の報告を受けた後、速やかに報告すること。
- (4) 被害者支援総括責任者は、毎月の被害者支援員の実施結果を、翌月5日までに、別記様式第2号の被害者支援実施結果一覧表により、警務部警察安全相談課長に報告すること。

6 記録の管理等

前5の記録の管理は、被害者支援業務担当者において行い、その保存期間は3年とする。

7 捜査担当者等との密接な連携

- (1) 例規通達第4に規定する連携を推進するため、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年対策課、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部組織犯罪対策第二課、交通部交通指導課及び警備部危機管理課(以下「本部主管課」という。)に被害者支援調整担当者を置き、警部の階級にある警察官又は同相当職の一般職員をもって充てる。
- (2) 被害者支援調整担当者及び警務部警察安全相談課被害者支援室員は、被害者支援員の適時適切な運用に必要となる情報の共有に努め、被害者支援業務担当者及び被害者支援員から引継ぎを受け対応する対象事件主管課員に対し、本制度の円滑な運用のための助言指導を行うものとする。

(別表及び別記様式省略)